

PPP／PFIの現状と課題

令和7年12月
内閣府民間資金等活用事業推進室

PPP/PFIの必要性

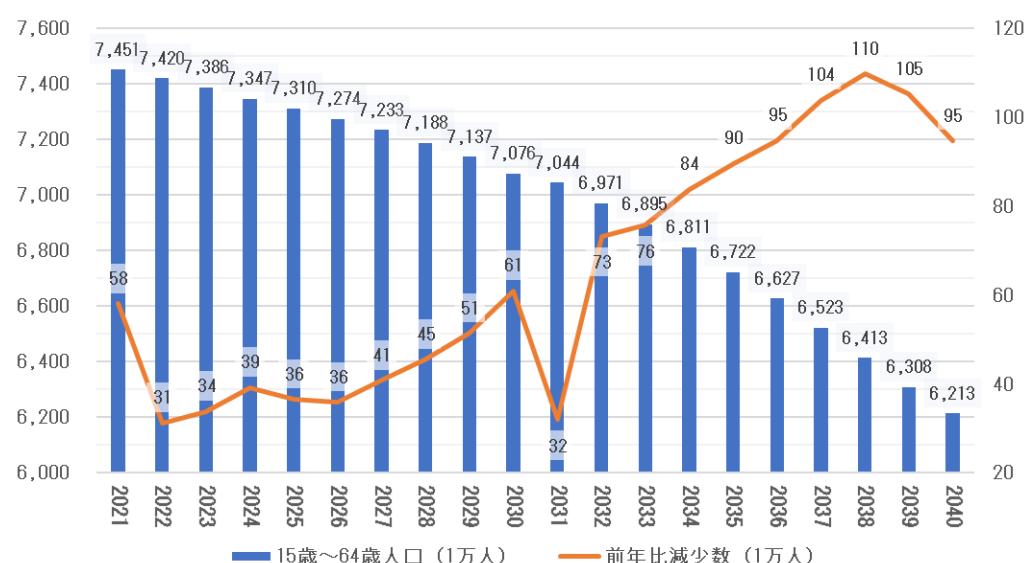
厳しい社会環境

①生産年齢人口の減少

⇒ 財政状況のひっ迫、行政職員の減少

日本の生産年齢人口(15~64歳)は、20年間で1,200万人減少し、1年当たりの減少ペースは、2030年までの10年間は平均43万人、2030年以降の10年間は平均86万人と、倍速になる見込み。

生産年齢人口の推計



出典: 国立社会保障・人口問題研究所資料を基に作成

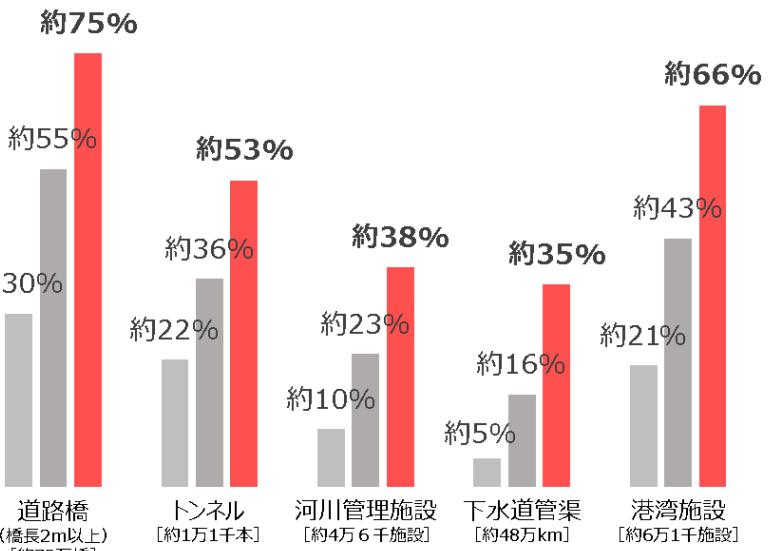
②公共施設の老朽化

⇒ 改修需要の増大

高度経済成長期に集中的に整備された公共施設が一斉に更新時期を迎えていく。

建設後50年以上経過する施設の割合

■ 2020年3月 ■ 2030年3月 ■ 2040年3月



出典: 国土交通省総合政策局資料

地域のにぎわい創出、
老朽化や防災等の
地域課題に対応

- ・行政 : 従来型発注と比較して事務負担や事業費の削減・平準化が可能
- ・住民・利用者 : 民間のノウハウ・創意工夫・迅速な対応による公共サービスの向上
- ・民間事業者 : 長期・安定的な契約による担い手の確保や優れた人材の育成、
ビジネス機会の拡大等を通じた利益の創出や地域貢献

三方よし

PFI事業の実施状況

事業数の推移

(令和7年3月31日現在)

(事業数)

(事業数)

1,200

1,000

800

600

400

200

0

PFI法制定から25年

約1.5倍

120

100

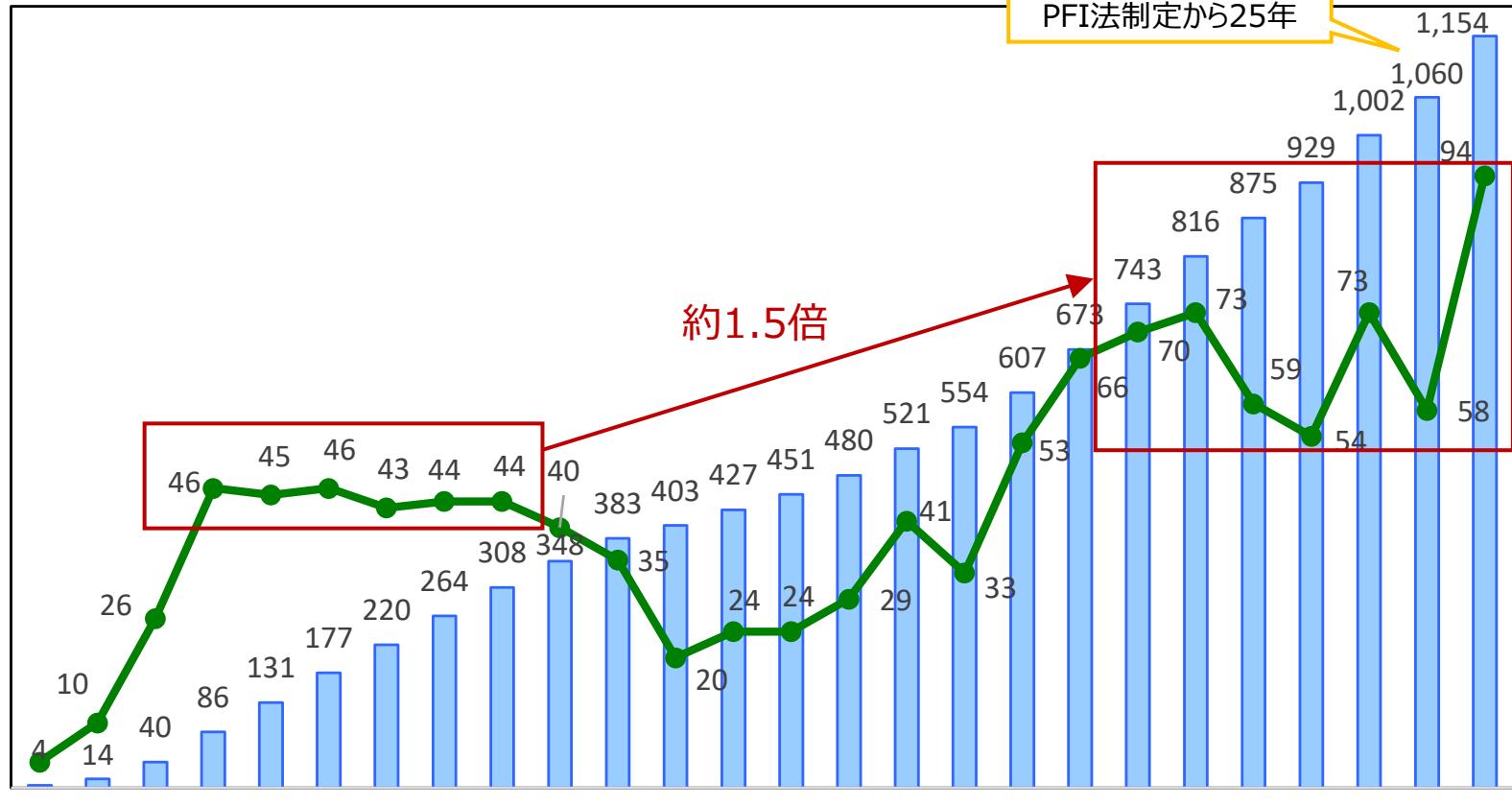
80

60

40

20

0



■ 実施方針公表件数（累計） ※左軸

● 実施方針公表件数（単年度） ※右軸

(注1) 事業数は、内閣府調査により実施方針の公表を把握しているPFI法に基づいた事業の数であり、サービス提供期間中に契約解除又は廃止した事業及び実施方針公表以降に事業を断念しサービスの提供に及んでいない事業は含んでいない。

PFI事業の実施状況

分野別実施方針公表件数

(令和7年3月31日現在)

分 野	事業主体別			合計
	国	地方	その他	
文化社会教育（学校施設、文化・社会教育施設 等）	4	383(28)	53	440(28)
医療・福祉（病院・診療所、児童福祉施設 等）	0	45(1)	7(1)	52(2)
環境衛生（斎場、廃棄物処理施設、浄化槽 等）	0	120(5)	0	120(5)
経済地域振興（MICE、観光・地域振興施設、住宅 等）	3	275(29)	0	278(29)
インフラ（上下水道、工業用水道、道路、港湾施設 等）	41(13)	84(7)	2	126(19)
行政（庁舎、宿舎 等）	70(5)	61(5)	3	131(10)
その他	3(1)	4	0	7(1)
合 計	121(19)	972(75)	65(1)	1,154(94)

(注1) 事業数は、内閣府調査により実施方針の公表を把握しているPFI法に基づいた事業の数であり、サービス提供期間中に契約解除又は廃止した事業及び実施方針公表以降に事業を断念しサービスの提供に及んでいない事業は含んでいない。

(注2) 国・地方が共同で実施している事業が4件あり、「事業主体別」においてはそれぞれにカウントしているが、事業主体別でない「合計」においては1事業としてカウントしている(うち1事業は令和6年度実施)。

(注3) 分野については該当事業毎に主となる分野1分野のみを選定して分類している。

(注4) 括弧内は令和6年度の実施件数（内数）

PFI事業の実施状況

都道府県別実施方針公表件数

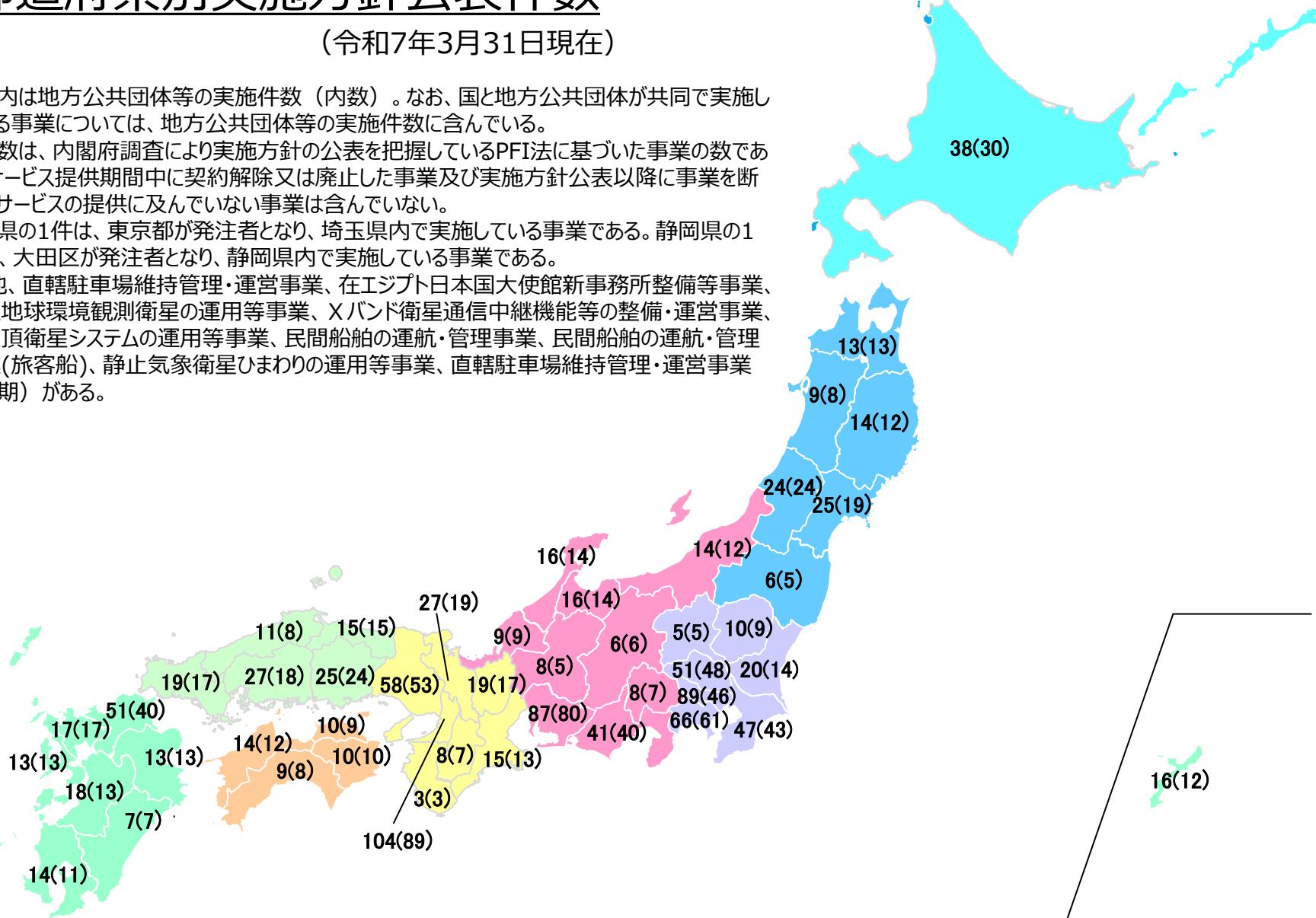
(令和7年3月31日現在)

※括弧内は地方公共団体等の実施件数（内数）。なお、国と地方公共団体が共同で実施している事業については、地方公共団体等の実施件数に含んでいる。

※事業数は、内閣府調査により実施方針の公表を把握しているPFI法に基づいた事業の数であり、サービス提供期間中に契約解除又は廃止した事業及び実施方針公表以降に事業を断念しサービスの提供に及んでいない事業は含んでいない。

※埼玉県の1件は、東京都が発注者となり、埼玉県内で実施している事業である。静岡県の1件は、大田区が発注者となり、静岡県内で実施している事業である。

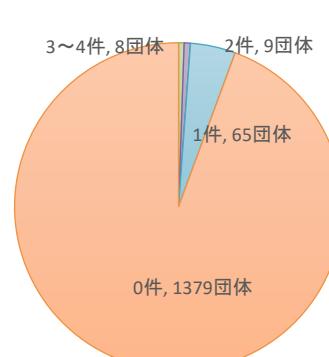
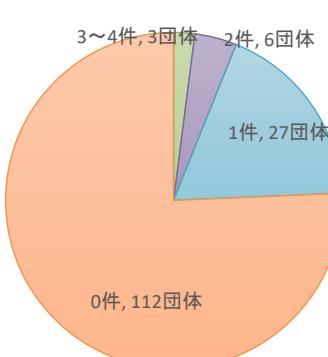
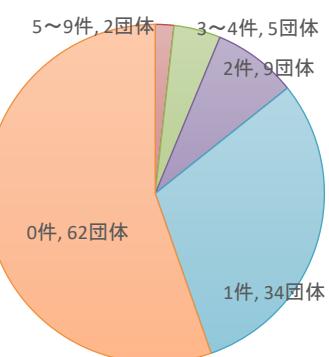
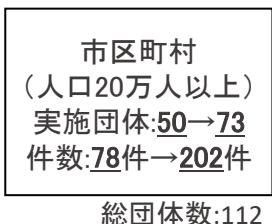
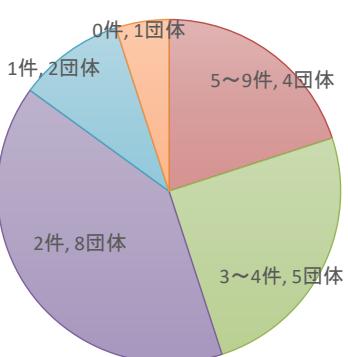
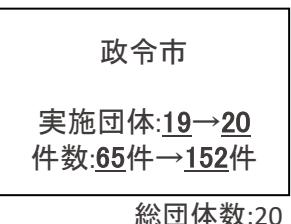
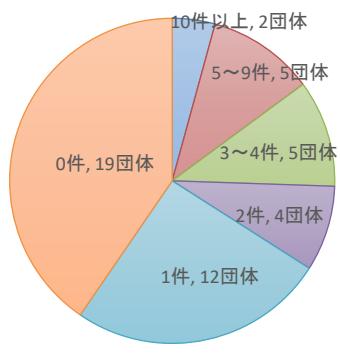
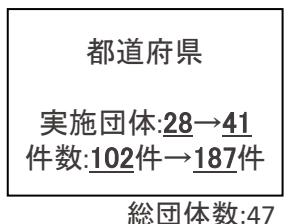
※この他、直轄駐車場維持管理・運営事業、在エジプト日本国大使館新事務所整備等事業、静止地球環境観測衛星の運用等事業、Xバンド衛星通信中継機能等の整備・運営事業、準天頂衛星システムの運用等事業、民間船舶の運航・管理事業、民間船舶の運航・管理事業(旅客船)、静止気象衛星ひまわりの運用等事業、直轄駐車場維持管理・運営事業(II期)がある。



地方公共団体の種別・規模別のPFI実施状況

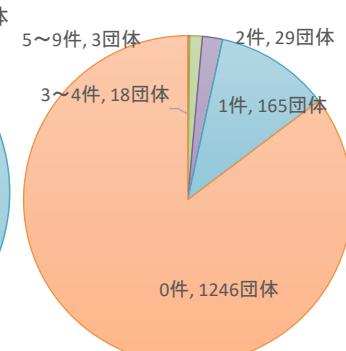
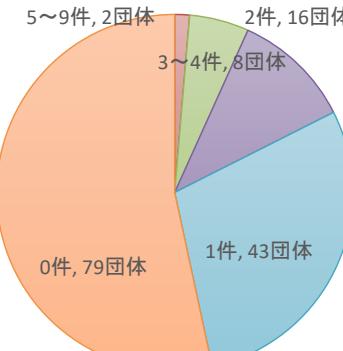
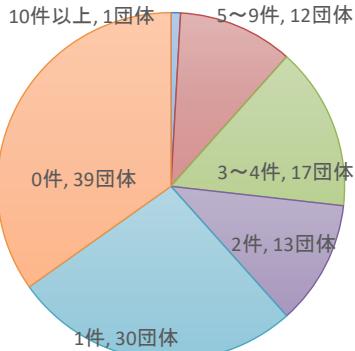
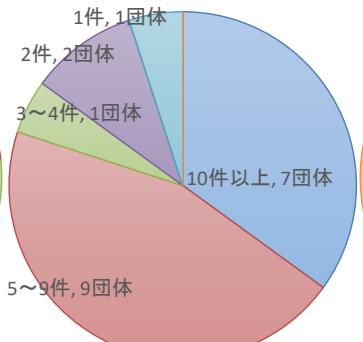
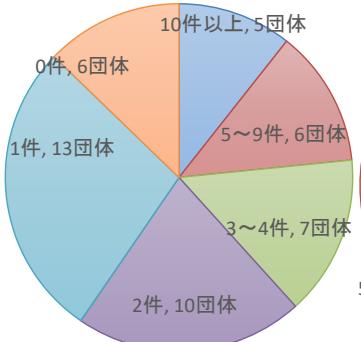
令和6年3月31日時点

- 地方公共団体が実施するPFI事業は、平成25年度末と令和5年度末の比較で、件数(375件→903件)、実施団体(215団体→418団体)ともに、10年間で着実に増加。
- 人口が少ない市区町村ほど、未実施団体が増える傾向。



平成25年度末時点

令和5年度末時点

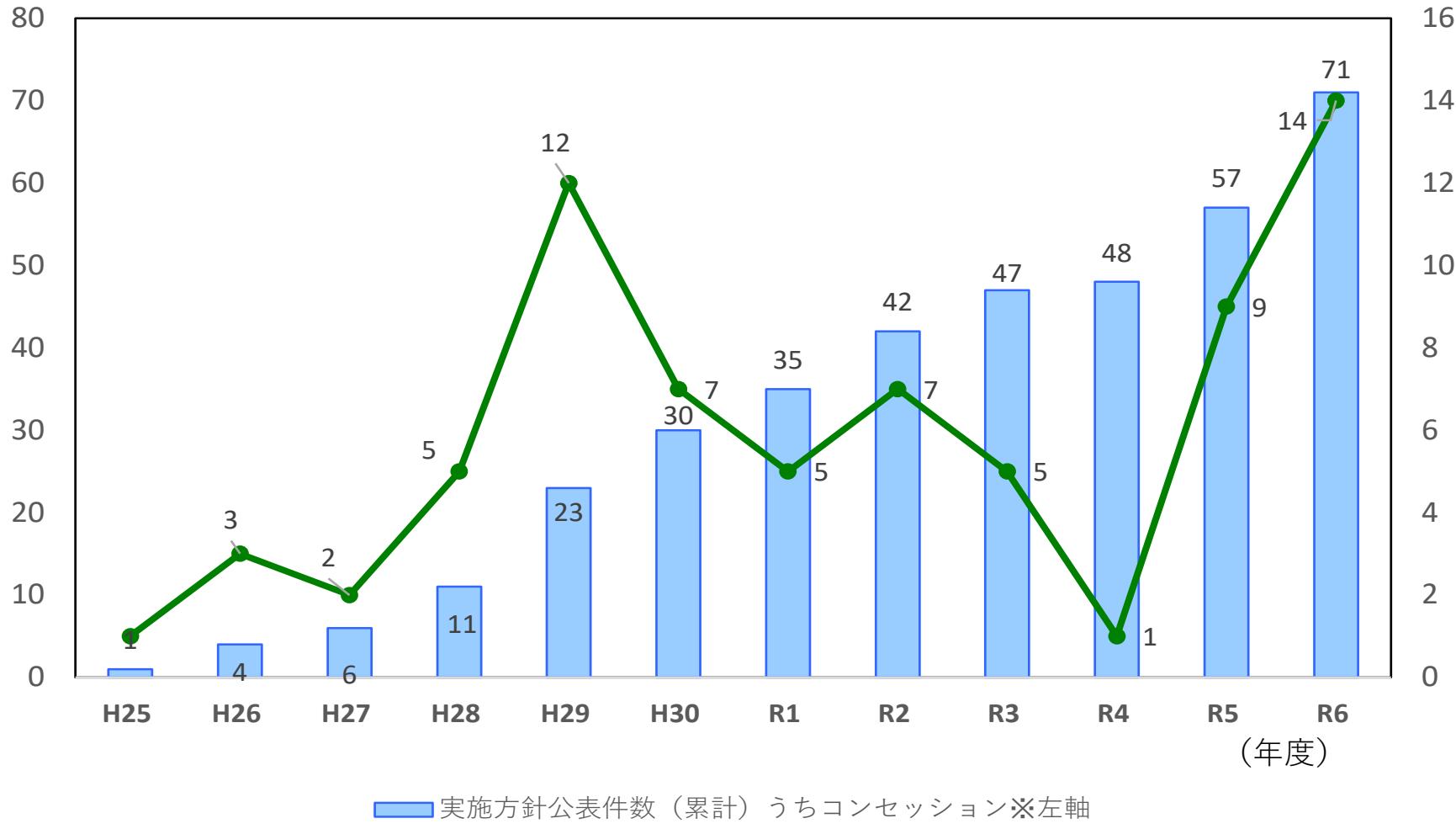


コンセッション事業数の推移

(令和7年3月31日現在)

(事業数)

(事業数)



(注) 事業数は、内閣府調査により実施方針の公表を把握しているPFI法に基づいた事業の数であり、サービス提供期間中に契約解除又は廃止した事業及び実施方針公表以降に事業を断念しサービスの提供に及んでいない事業は含んでいない。

公共施設等運営事業数の推移(内訳)

(令和6年度末時点)

年度	事業名	分野
H25	国立女性教育会館公共施設等運営事業	その他
H26	但馬空港運営事業 仙台空港特定運営事業 関西国際空港及び大阪国際空港特定空港運営事業等	空港
H27	愛知県有料道路運営等事業 浜松市公共下水道終末処理場（西遠処理区）運営事業	道路 下水道
H28	みなとみらい21中央地区20街区MICE施設運営事業 高松空港特定運営事業等 神戸空港特定運営事業等 (仮称)旧奈良監獄の保存及び活用に係る公共施設等運営事業 福岡空港特定運営事業等	MICE施設 空港 空港 文化・社会教育施設 空港
H29	愛知県国際展示場コンセッション 富士山静岡空港特定運営事業等 田川市芸術起業支援施設運営事業 鳥取県営鳥取空港特定運営事業等 有明アリーナ管理運営事業 大津市ガス特定運営事業等 熊本空港特定運営事業等 須崎市公共下水道等運営事業 北海道内国管理4空港特定運営事業等 女満別空港特定運営事業等 旭川空港運営事業等 帯広空港運営事業等	MICE施設 空港 その他 空港 スポーツ施設 その他 空港 下水道 空港 空港 空港 空港 空港 空港 空港
H30	田川伊田駅舎施設運営事業 南紀白浜空港特定運営事業等 沖縄科学技術大学学院大学規模拡張に伴う宿舎整備運営事業 大阪中之島美術館運営事業 旧苅田家付属町家群を活用した施設の管理運営事業 鳥取県営水力発電所再整備・運営等事業 広島空港特定運営事業等	その他 空港 大学施設 文化・社会教育施設 その他 公営水力発電 空港
R元	みなとみらい公共駐車場運営事業 宮崎白浜オートキャンプ場施設運営事業 但馬空港運営事業 熊本県有明・八代工業用水道運営事業 宮城県上工下水一体官民連携運営事業（みやぎ型管理運営方式）	その他 その他 空港 工業用水道 水道、下水道、工業用水道
R.2	大阪市工業用水道特定運営事業等 愛知県新体育館整備・運営等事業 愛知県スタートアップ支援拠点整備等事業 三浦市公共下水道（東部処理区）運営事業 吉川小学校跡地の公共施設等運営事業 米原市観光・レクリエーション関連2施設に係る公共施設等運営事業 グラスハウス利活用事業	工業用水道 スポーツ施設 その他 下水道 その他 その他 スポーツ施設
R.3	新秩父宮ラグビー場（仮称）整備・運営等事業 吉川小学校跡地の公共施設等運営事業 石狩市厚田マイクログリッドシステム運営事業 五個荘近江商人屋敷外村宇兵衛邸管理運営事業 等々力緑地再編整備・運営等事業	スポーツ施設 その他 その他 文化・社会教育施設 スポーツ施設

年度	事業名	分野
R.4	浜崎伝建地区町家モデル施設の運営事業	文化・社会教育施設
R.5	上峰町定住促進住宅整備事業 国立競技場運営事業等 一般国道1号 近鉄四日市駅バスターミナル運営等事業 宮古島市役所平良庁舎利活用事業 蒲郡市竹島水族館コンセッション 多目的屋内施設及び豊橋公園東側エリア整備・運営事業 富山市総合体育馆Rコンセッション事業 新潟大学新学生寮整備事業 川棚大崎自然公園施設運営事業	公営住宅 スポーツ施設 道路 その他 文化・社会教育施設 スポーツ施設 スポーツ施設 大学施設 公園
R.6	一般国道2号 神戸三宮駅交通ターミナル特定運営事業等 三宮バスターミナル特定運営事業等 温泉交流施設運営事業 宇都宮市公共下水道西部処理区運営事業 歴史的資源を活用した施設の整備運営事業 第2期鳥取県営鳥取空港特定運営事業等 宮崎白浜オートキャンプ場施設運営事業 かなや明惠峡温泉大規模改修及び民営化事業 大社エリア交流・民間商業施設運営等事業 甲佐町起業等応援施設運営事業 豊橋浄水場再整備等事業 愛知県芸術劇場等運営等事業 一般国道31号吳駅交通ターミナル運営等事業 直轄駐車場維持管理・運営事業（II期） 土肥温泉事業運営	道路 その他 下水道 文化・社会教育施設 空港 その他 その他 その他 その他 水道 文化・社会教育施設 道路 道路 その他

分野別集計	件数	分野別集計	件数
空港	17	MICE施設	2
水道	2	公営住宅	1
下水道	5	クルーズ船向け旅客ターミナル施設	0
道路	5	公営水力発電	1
スポーツ施設	8	工業用水道	3
文化・社会教育施設	7	自衛隊施設	0
大学施設	2	公園	19
公園	1	合計	71

※ 1 ハイライト部分はPPP/PFI推進アクションプランにおける重点分野

※ 2 事業数は、内閣府調査により実施方針の公表を把握しているPFI法に基づいた事業の数であり、サービス提供期間中に契約解除又は廃止した事業及び実施方針公表以降に事業を断念しサービスの提供に及んでいない事業は含んでいない。

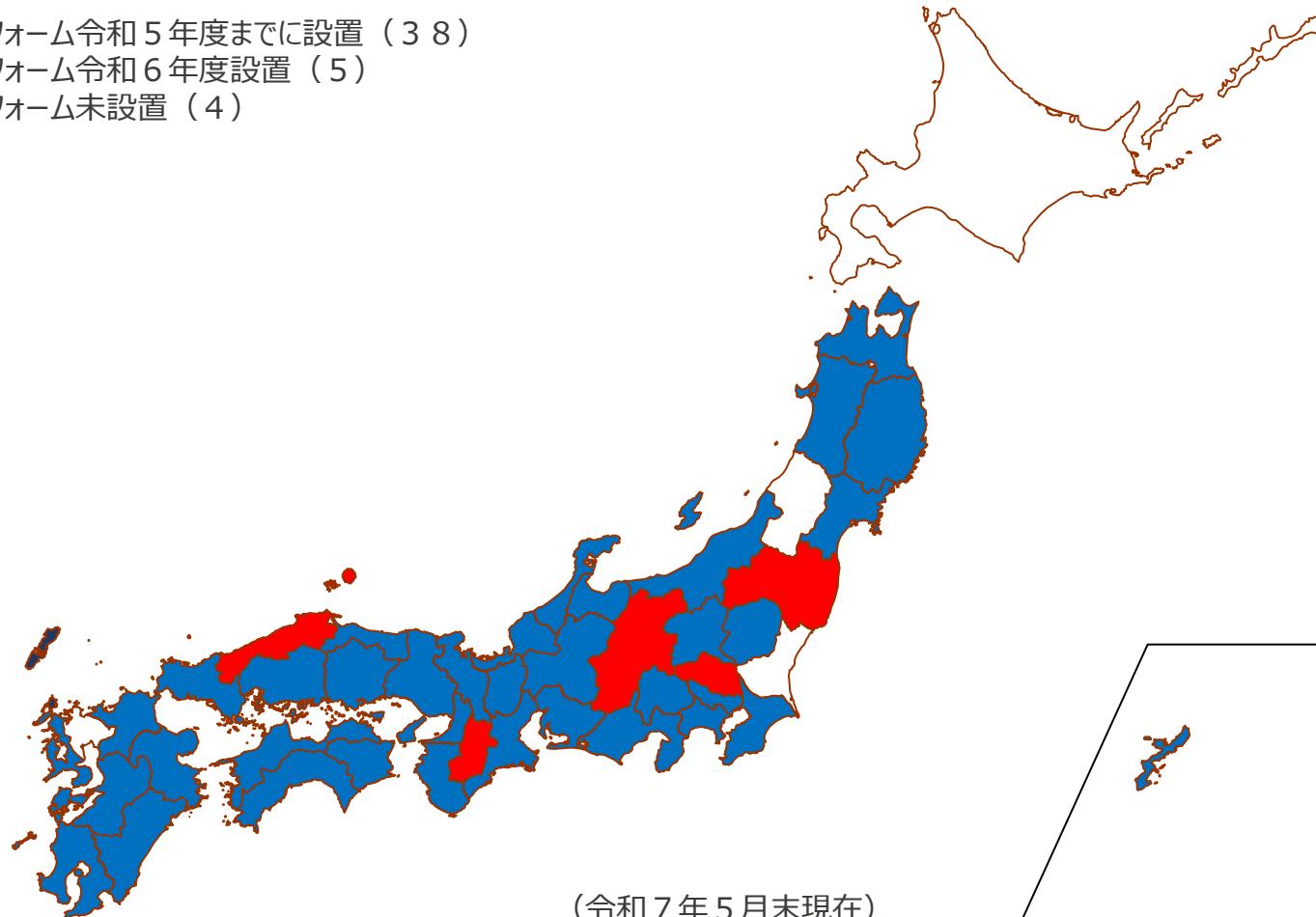
※ 3 上工下水道一体事業は各分野に件数を計上しているが、合計件数には1件として計上している。

PPP／PFI地域プラットフォームの設置状況

○PPP/PFI推進アクションプラン（令和7年改定版）において、令和8年度までに地域プラットフォームの全都道府県への展開を図ることとしている。
○都道府県別の地域プラットフォームの設置状況は、設置済みが43都府県、未設置が4道県であり、地域プラットフォームの設置率は、91.5%である。（令和7年5月末現在）

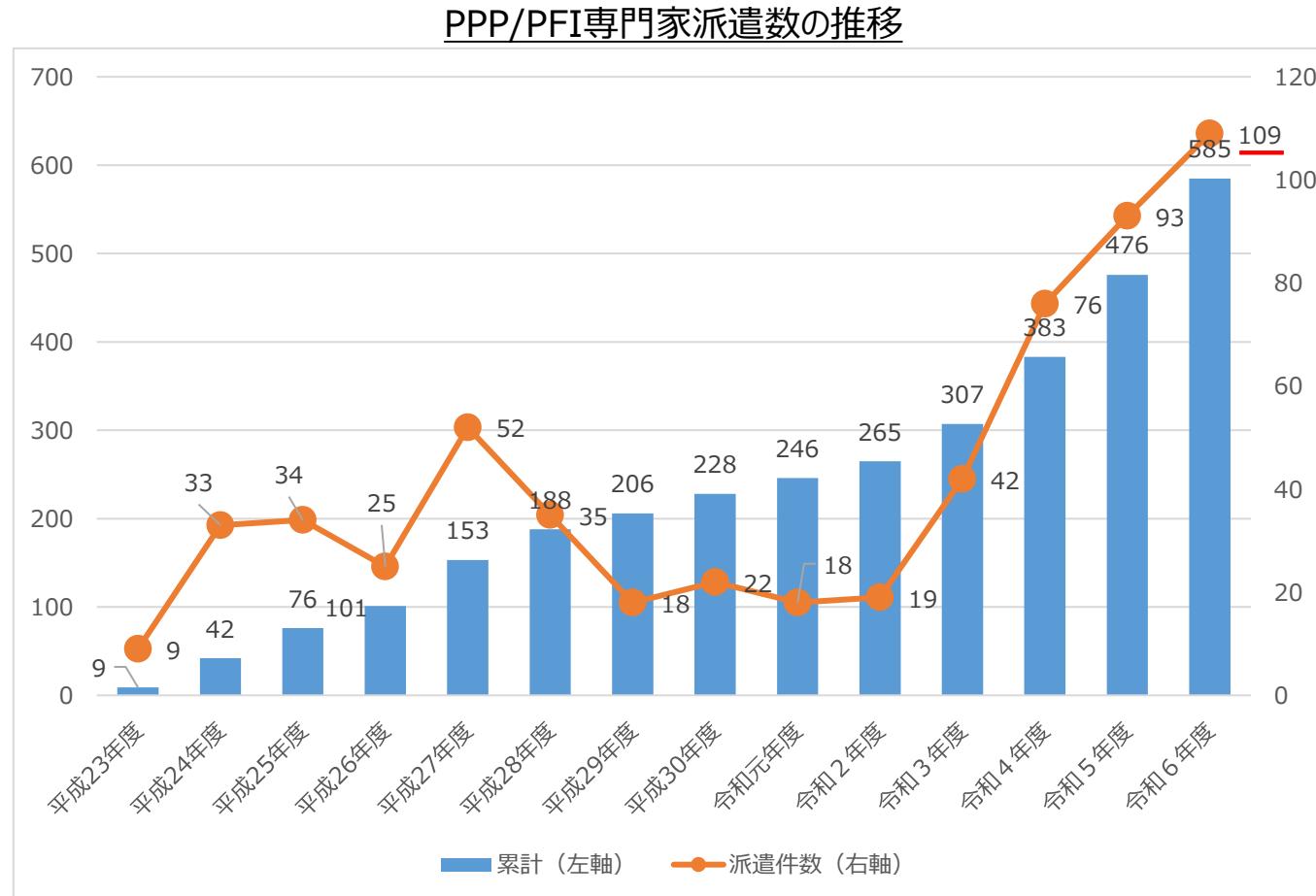
凡例

- 地域プラットフォーム令和5年度までに設置（38）
- 地域プラットフォーム令和6年度設置（5）
- 地域プラットフォーム未設置（4）



PPP／PFI専門家派遣数の推移

- PPP/PFI専門家派遣制度とは、PPP/PFI事業に取り組む地方公共団体等を支援するため、専門的知見、ノウハウ、経験を持つ専門家を派遣し、その派遣費用（旅費、謝金）を内閣府が負担する制度。
- 平成23年度からコンサルタントを派遣することにより、制度運用を開始した。令和3年9月には行政実務に精通する地方公共団体職員、令和4年7月にはPFI推進機構職員の派遣を開始して制度運用している。
- 相談内容は、PPP/PFI制度概要・事例紹介、事業手法（具体案件）、庁内推進体制の構築や検討ルールの整備、庁内合意形成、議会対応など多岐にわたっている。
- 制度運用開始以降、令和7年3月末現在で延べ585件の専門家派遣を実施（令和6年度については、計109件）。特に、令和3年度以降は相談件数が急増しており、PPP/PFIに対するニーズが窺える。



PPP/PFI推進アクションプランについて

PPP/PFI推進アクションプランについて

- アクションプランは、政府としてPPP/PFIを推進するにあたっての施策や方針をとりまとめたもの（例年6月頃改定）。
- PPP/PFI推進アクションプランに定める事業規模目標30兆円に対する令和5年度（2年目）までの実績は全体では8.4兆円、重点分野の10年ターゲットに対する令和6年度（3年目）までの実績は全体で33%と着実に進捗。
- 地方創生2.0が実現する前提として、持続可能で活力ある地域を構築していくため、公共施設・インフラが適切に整備・維持・管理されることが必要。
- 公共施設・インフラの整備・維持・管理を公共だけで行うことは地域によっては困難となりつつあり、官民連携が必要。

事業規模目標に対する進捗状況			重点分野における具体化の進捗状況		
事業規模目標 (令和4年度～令和13年度： 10年間)	令和4年度 (1年目)	令和5年度 (2年目)	分野	事業件数 10年ターゲット	令和6年度 (3年目)
30兆円	3.9兆円	4.4兆円	重点14分野合計	650	217 (33%)
※合計は小数第2位を四捨五入している関係で差異あり。					
【具体化の定義】 ①実施契約を締結する予定の案件 ②実施方針公表段階となる予定の案件 ③事業実施に向けて具体的な検討を行っている段階の案件					
※括弧内は10年ターゲット650件に対する割合を示す。					

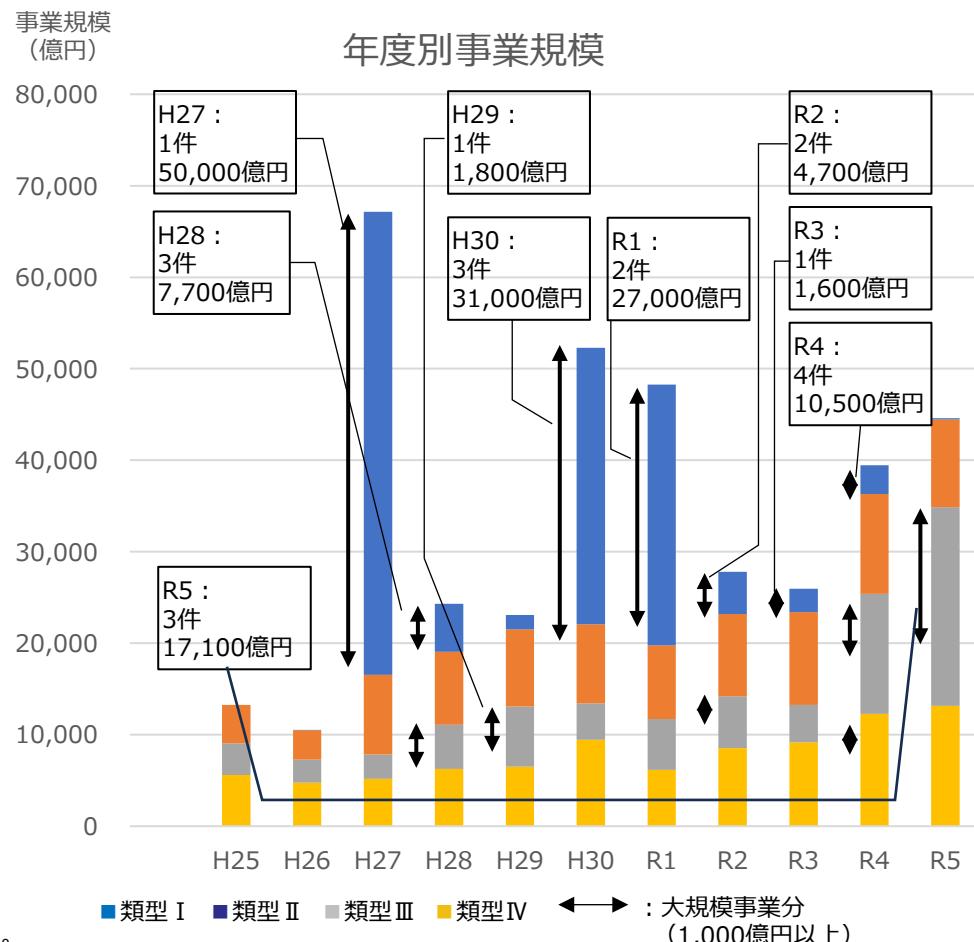
アクションプラン（令和7年改定版）について

- 令和7年6月4日、総理を会長とし全大臣を委員とするPFI推進会議において、以下の4つの主要事項を柱とし、**アクションプランを決定**。
- 1. 地方公共団体への支援の強化**
 - ①PFI推進機構による伴走支援の強化
 - ②PFI事業の検討開始から事業契約までの期間短縮化・負担軽減
 - ③分野横断型・広域型PPP/PFIの検討要請
 - ④地域プラットフォーム未設置道県の解消と取組の底上げ
 - 2. 民間事業者を取り巻く事業環境の改善**
 - ①民間事業者の創意工夫を発揮しやすくする環境整備
 - ②PFI推進機構による地域金融機関へのノウハウ提供
 - ③物価上昇への継続的で的確な対応
 - 3. 地域課題の解決に資する官民連携の推進**
 - ①スマートコンセッションの推進
 - ②LABVの普及啓発
 - 4. フェーズフリーの視点を取り入れた官民連携の推進**
 - ①フェーズフリーの視点を取り入れた公共施設等の事例を収集し、地方公共団体や民間事業者へ横展開
 - ②平時を中心とした地方公共団体所有のキッチンカーの活用可能性の研究

(参考)令和5年度PPP／PFI事業規模実績

- 令和5年度のPPP/PFI事業規模実績は**4.4兆円**。なお、令和4年度・令和5年度の**合計は8.4兆円**。
- 1,000億円以上の大規模事業の契約件数が3件で計約1.7兆円**あり、事業規模を押し上げる要因となった。

事業規模目標 (令和4年度～令和13年度：10年間)		令和 4年度	令和 5年度
類型I 公共施設等運営事業	7兆円	0.3兆円	0.02兆円
類型II 収益型事業	7兆円	1.1兆円	1.0兆円
類型III 公的不動産利活用事業	5兆円	1.3兆円	2.2兆円
類型IV その他PPP/PFI事業 (サービス購入型PFI事業等)	7兆円	1.2兆円	1.3兆円
アクションプランに掲げる取組の強化	4兆円	類型I～IVに含まれる	類型I～IVに含まれる
合計	30兆円	3.9兆円	4.4兆円



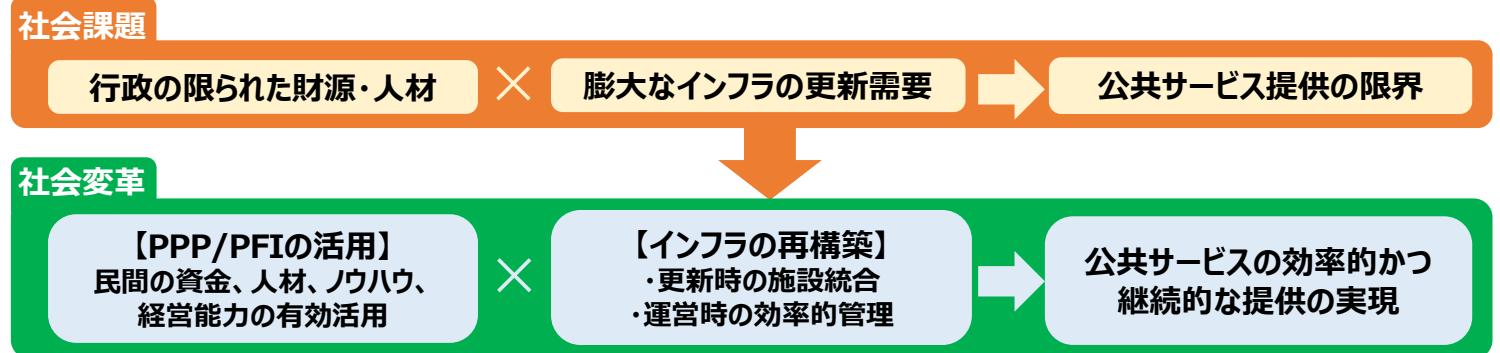
※当該年度に契約締結した事業から見込まれる民間事業者の契約期間中の売上を一括計上。

※合計は小数第2位を四捨五入している関係で差異あり。

分野横断型・広域型のPPP／PFIの必要性

- PPP/PFIの活用により、インフラ老朽化対策を効果的に進め、公共サービスの効率的・継続的な提供の実現につなげることを目指す。
- そのために、一層の財政削減、不足する自治体職員の補完、民間事業者の参入促進等の観点から、分野横断型及び広域型のPPP/PFIの活用促進が必要。

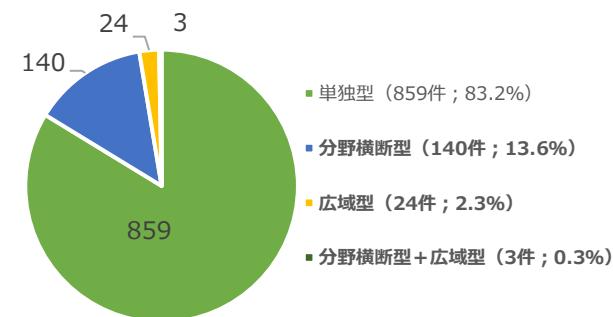
PPP/PFIの活用によるインフラ老朽化対策の推進



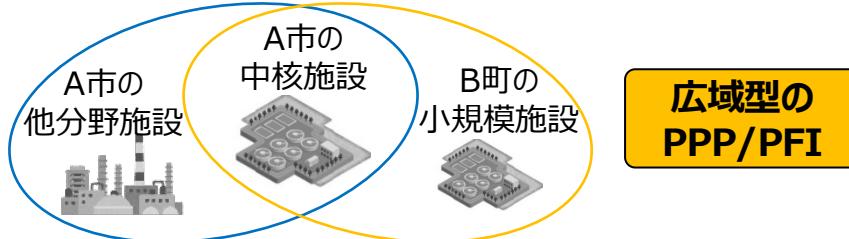
分野横断型・広域型のPPP/PFIの考え方・手法

PFI事業における累積件数の内訳

PPP/PFIで考慮すべき視点		対応の方向性	具体的手法（例）
行政 視点	一層の財政削減	類似施設・共通業務の統合	・県と市の同種施設の共同整備・運営 ・総務部門や窓口業務の統合
	技術系職員が不足する自治体での公共サービスの維持向上	自治体間の連携による業務の効率化・補完	・都道府県がリードし、管内の市町村と連携 ・一つの市町村がリードし、複数市町村で連携
民間 視点	民間事業者の参入促進	ビジネス領域・規模の拡大	・複数分野業務の一括発注 ・複数自治体での共同発注



分野横断型の PPP/PFI



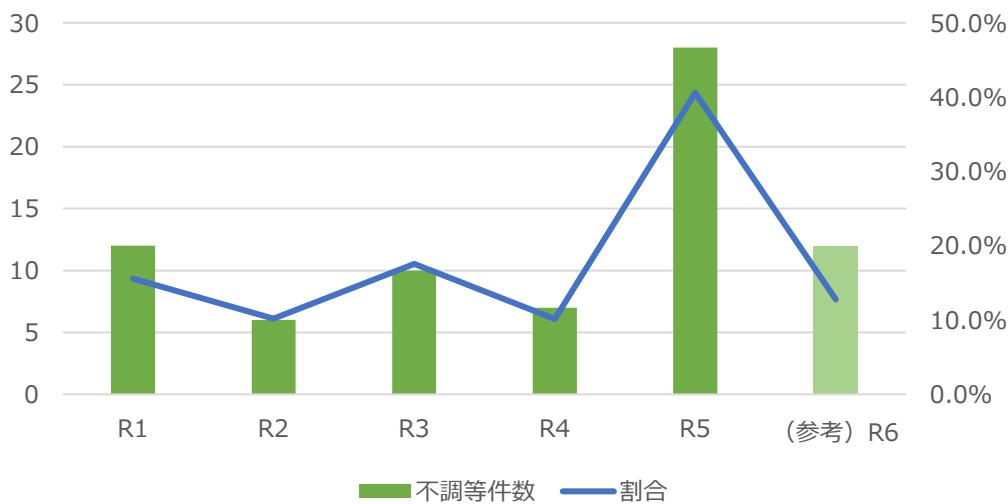
広域型の PPP/PFI

出典：内閣府PFI推進室「PFI事業 基礎データベース」を基に作成。
「PFI事業 基礎データベース」には、令和6年3月31日までに実施方針を策定しているものを掲載。

不調・不落又は中止となったPFI事業数の推移

- 令和元年度以降、不調・不落又は中止となったPFI事業数の推移は以下のとおり。令和5年度に実施方針が公表された案件のうち不調等の割合は4割を超えている。

PFI事業 不調等件数・割合推移



年度	件数	不調等件数	割合
R1	77	12	15.6%
R2	59	6	10.2%
R3	57	10	17.5%
R4	69	7	10.1%
R5	69	28	40.6%
(参考) R6	94	12	12.8%

出所：各種公知情報等より内閣府PPP/PFI推進室作成

- ※当該年度に実施方針が公表されたPFI事業のうち、その後、不調・不落又は中止になったものを不調等件数としてカウント。
- ※令和6年度は、実施方針を出した案件（94件）のうち、18件が公募前・公募中（令和7年11月末日時点）であるため、参考値。

通知等の発出状況

地方公共団体に対し、物価変動の影響に適切に対応いただくよう、下記の通知等を発出している。

○「PPP/PFI事業における物価変動の影響への対応について」（通知）<令和6年1月19日>

- ・労務費、原材料費、エネルギーコスト等の取引価格を契約金額に適正に反映するため、PPP/PFI事業の契約締結後において、受注者から協議の申出があった場合には適切に協議に応じること等により、状況に応じた必要な契約変更を実施するなど、適切な対応を図るよう要請。

○「PFI事業における民間事業者の創意工夫の最大化と適正利益が確保される環境構築の推進について」（事務連絡）<令和6年7月3日>

- ・「PPP／PFI推進アクションプラン（令和6年改定版）」において「民間事業者の創意工夫の最大化と適正利益が確保される環境構築」を推進することとされ、各ガイドラインに物価変動への対応について盛り込まれたことを踏まえ、

1. 物価変動への対応について

- ・予定価格の算出時点の後ろ倒し及びサービス対価改定の基準時点前倒しにより両時点を近づける等により物価変動を適切にサービス対価に反映する必要があること
- ・市場価格への感応度が高く、対象業務・費目と連動した指数を採用すべきこと。民間事業者との協議で決定すべきこと。
- ・「契約変更の協議」に当たっては、管理者等と選定事業者とが必要な情報を持ち寄ることとし、管理者等が選定事業者に対し過度な要求をしないようにすること

2. その他の民間事業者の創意工夫の最大化と適正利益が確保される環境構築について

- ・①構想段階からの官民対話、②性能発注方式及び③民間事業者による提案を推進し、民間事業者の創意工夫による工事費等の削減及び収益事業による利益創出を図ること、④費用削減以外の民間事業者が創出する多様な効果を適切に評価すること

を留意事項として周知。（別紙において物価指数を例示）

○「PPP/PFI事業における物価上昇の影響への対応について（通知）<令和7年3月31日>

- ・サービス対価改定の基準とする物価指数の採用及び既存契約の変更について、引き続き適切に対応することを要請。（別紙において物価指数を例示。NSBPIにも言及）

物価変動に対応するための各種ガイドライン等の改正

- PFI事業における物価変動への適切な対応方針を示すため、PFIに関するガイドライン等を改正（令和6年6月3日、令和7年6月4日改正）
- PFI推進委員会（有識者会議）での審議を経て、PFI推進会議（閣僚会議）で決定

PFI事業を実施する際に国・地方公共団体が参考とする「ガイドライン」を改正し、国・地方公共団体や民間事業者、団体に通知等により周知

改正前のガイドライン

物価指標

契約金額改定の基準となる物価指数を例示
・企業向けサービス価格指数
・実質賃金指数
名目賃金上昇より物価上昇が
大きい場合に減少
等

改正後のガイドライン

物価指標の例示は削除した上で、以下を明記
・市場価格への感応度が高く、
対象業務・費目と連動した指数を採用すべき
・民間事業者との協議で決定すべき

予定価格・対価改定

改正後のガイドライン

